

(注意事項)

総合グリーンセンターにおいて集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをする者は、管理責任者の指示に従い、以下の点を守って利用して下さい。

- (1) 県が主催しているものと誤解させないこと
- (2) 承認された行為の目的から逸脱しないこと
- (3) 準備、案内等は、使用者が責任をもって行うこと
- (4) 危険物、その他施設や他の設備に悪影響を与える恐れのあるものは持ちこまないこと
- (5) 事故が発生した場合は、使用者が責任を持って対応し、必ず管理責任者に連絡すること
- (6) その他、管理責任者の指示に従うこと

(損害賠償)

- (1) 原則として、使用に当たって生じた損害については、県は一切その責めを負いません。
- (2) 使用者の故意または過失により、施設または備品を滅失または毀損したときは、その損害を賠償していただきます。